

# 平成24・25年度のモデル世帯の保険料算定(年額)

均等割額 39,120円 所得割額 7.55%

	①		②		③		④	
	基礎年金79万円 (単身世帯)		厚生年金 201万円 (単身世帯)		夫婦とも基礎年金 基礎年金79万円 (二人世帯の場合)		夫-厚生年金 201万円 妻-基礎年金 79万円 (夫婦の二人世帯の場合)	
					夫	妻	夫	妻
①基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-33	(79-120)<0		(201-120)-33=48 ※58万円以下 のため50%減額		(79-120)<0	(79-120)<0	(201-120)-33=48 ※58万円以下 のため50%減額	(79-120)<0
②均等割軽減区分	9割軽減		2割軽減		9割軽減		2割軽減	
③基準所得金額(①より)	0		480,000		0	0	480,000	0
④所得割額(③×7.55%)	0		18,120		0	0	18,120	0
⑤均等割額	3,912		31,296		3,912	3,912	31,296	31,296
⑥保険料額(④+⑤)	<b>3,912円</b>		<b>49,416円</b>		<b>3,912円</b>	<b>3,912円</b>	<b>49,416円</b>	<b>31,296円</b>

	⑤		⑥		⑦	
	夫婦とも-基礎年金 79万円 夫に他の所得 30万円 (夫婦の二人世帯)		夫婦とも-基礎年金 79万円 夫に他の所得 50万円 (夫婦の二人世帯)		夫婦とも-基礎年金 79万円 夫に他の所得 100万円 (夫婦の二人世帯)	
	夫	妻	夫	妻	夫	妻
①基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-33	(79-120)<0 +30-33=0	(79-120)<0	(79-120)<0 +50-33=17 ※58万円以下 のため50%減額	(79-120)<0	(79-120)<0 +100-33=67	(79-120)<0
②均等割軽減区分	8.5割軽減		5割軽減		2割軽減	
③基準所得金額(①より)	0	0	170,000	0	670,000	0
④所得割額(③×7.55%)	0	0	6,417	0	50,585	0
⑤均等割額	5,868	5,868	19,560	19,560	31,296	31,296
⑥保険料額(④+⑤)	<b>5,868円</b>	<b>5,868円</b>	<b>25,977円</b>	<b>19,560円</b>	<b>81,881円</b>	<b>31,296円</b>

	⑧		⑨		⑩	
	夫-厚生年金 201万円 妻-基礎年金 79万円 夫に他の所得100万円 (夫婦の二人世帯)		夫-厚生年金 300万円 妻-基礎年金 79万円 夫に他の所得100万円 (夫婦の二人世帯)		夫婦とも-基礎年金 79万円 世帯主=子 所得 390万円 子は、国保加入者 (夫婦と子の三人世帯)	
	夫	妻	夫	妻	夫	妻
①基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-33	(201-120) +100-33=148	(79-120)<0	(300-120) +100-33=247	(79-120)<0	(79-120)<0	(79-120)<0
②均等割軽減区分	軽減なし		軽減なし		軽減なし	
③基準所得金額(①より)	1,480,000	0	2,470,000	0	0	0
④所得割額(③×7.55%)	111,740	0	186,485	0	0	0
⑤均等割額	39,120	39,120	39,120	39,120	39,120	39,120
⑥保険料額(④+⑤)	<b>150,860円</b>	<b>39,120円</b>	<b>225,605円</b>	<b>39,120円</b>	<b>39,120円</b>	<b>39,120円</b>

	⑪		⑫		⑬	
	被用者保険の被扶養者であった方 本人-基礎年金 79万円 子 社会保険加入 所得 498万円		所得の多い方 厚生年金 300万円 給与所得 500万円 不動産所得 700万円		土地を収用された方 分離長期譲渡所得 2,000万円 特別控除 2,000万円 基礎年金 79万円	
①基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-33	かからない ※現在の本人所得が多額になった 場合でもかかりません		(300-120)+500+700-33=1,347		(2,000-2,000)+(79-120)-33=0	
②均等割軽減区分	9割軽減		軽減なし		軽減なし	
③基準所得金額(①より)	0		13,470,000		0	
④所得割額(③×7.55%)	0		1,016,985		0	
⑤均等割額	3,912		39,120		39,120	
⑥保険料額(④+⑤)	<b>3,912円</b>		<b>550,000 (上限)</b>		<b>39,120円</b>	